

## 相続財産清算人による相続手続のご案内

〈説明 2〉

項目	ご説明	補足
1. ご依頼人	相続財産清算人	
2. ご提出していただく書類	① 相続手続依頼書	②の書類提出後、相続センターから郵送いたします。
	② 相続財産清算人の選任審判書謄本（家庭裁判所）	死亡日の記載がある場合は、亡くなられた事実を確認するための書類の提出は不要です。
	③ 相続財産清算人の印鑑証明書（弁護士の場合は弁護士会発行の印鑑証明書、司法書士の場合は司法書士会発行の印鑑証明書、行政書士の場合は行政書士会発行の印鑑証明書で可）	「相続手続依頼書」の日付から起算して6か月以内に発行されたものをご提出ください。
	④ 被相続人の通帳・証書	
	※お取引内容によっては、上記以外の書類のご提出をお願いする場合があります。	
3. 「相続手続依頼書」のご記入内容	① 日付欄	依頼書記入日をご記入ください。
	② 代表者欄	代表者欄の該当する関係にチェックいただき、おところ、おなまえ、実印による捺印をお願いします。
	③ 相続手続方法欄	「5. 相続財産清算人による手続」を指定してください。
	④ 受取方法の選択欄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続預金等の受取方法の該当項目にチェックいただき、お振込みの場合は、振込先の金融機関名、支店名、預金科目、口座番号、口座名義人（カタカナ）を記入してください。</li> <li>・現金でお受取りの場合は別途受領書をご提出いただきます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">※マル優扱い預金等にかかる追徴金または税金が発生した場合は、払戻金より差し引きいたします。</p>
	⑤ 取引明細および承継一覧欄（裏面）	
4. その他ご連絡事項	ご用意いただく書類は原本を提出してください。当行で写しをとり、原本をご返却いたします。	

株式会社 三十三銀行

201934-P (2024. 2)